関東カワウ広域協議会 情報の共有と公開の規則

I. 趣旨

関東カワウ広域協議会では、会議の記録のほか、カワウのねぐら・コロニーの生息数などのデータ、被害防除など対策の実施状況、被害の発生状況、捕獲実績や捕獲個体のデータなど多くの情報を共有している。これらの情報の共有(関係者間の情報交換)と公開(関係者以外への情報提供)は、本協議会の一つの重要な役割である。これらの情報をカワウの保護管理のために有効に活用するため、本規則を定める。

Ⅱ. 共有または公開する情報

次の情報を共有または公開するものとする。その他の情報の共有および公開については, 幹事会にて検討し決定する。

- ■会議に関する情報
- 1. 幹事会の配布資料,議事概要
- 2. 総会の配布資料,議事概要
- ■カワウの生息状況や対策の実施状況に関する情報

次のもののうち,所有者(都県)が公開することを認めたデータについて,外部に公開する。情報公開の是非は,事務局が所有者(都県)に確認を取る。

- 3. ねぐら・コロニーの場所に関する基本情報
- 4. 一斉モニタリング調査結果等、ねぐらコロニーにおける個体数および営巣数
- 5. ねぐら・コロニーの管理に関する情報
- 6. 湖沼河川等, 採食地の場所に関する基本情報
- 7. 被害防除対策や有害鳥獣捕獲等、採食地における対策の情報
- 8. 採食地における飛来数調査結果
- 9. 一斉追い払い対策の効果測定調査の結果
- 10. 漁業活動や漁業被害の発生状況に関する情報
- 11. 捕獲実績、および捕獲個体の計測値等のデータ

Ⅲ.情報共有・情報公開の方法

情報共有は,次の場所にて行なう。

- 1. 都県協議会
- 2. カワウ保護管理データセンターWebサイト (関係者以外は見られないようにパスワードを設定したサイト)

情報公開は、「IV.情報の利用申請」にもとづく申請を受けて事務局にて行なう。

事務局は、申請者に情報を提供する時は、その旨を幹事会に遅滞なく報告するものとする。また、事務局は、利用目的を勘案し、関東カワウ広域協議会、情報の所有者、カワウの保護管理に不利益となると思われる場合は、情報の提供を保留し、幹事会に情報提供の是非を諮るものとする。なお、事務局は、情報公開に関する手続きをカワウ保護管理データセンターに代行させることができるものとする。

IV. 情報の利用申請

情報の利用を希望する者は、住所、氏名、利用したい情報、利用の目的を明記した書面にて、事務局に申請する。

V. 利用者の義務

申請者は情報を利用して得られた成果について、申請後1年以内に事務局に報告し、成果物ができた場合は申請後からの年数にかかわらず提出するものとする.

申請者は関東カワウ広域協議会に求められた場合は、幹事会または総会において、その成果を発表しなければならない.

申請者は、提供を受けた情報を再配布してはならない。

申請者は情報を利用する際、以下の例を参考に出典を明示しなければならない。

『本○○(報告書など)では関東カワウ広域協議会の○○(利用した情報)を利用した。』

VI. 禁止事項

データの再配布を目的とした扱いは、使用する媒体(冊子体、電子媒体、WEB等)を問わず禁止する。